

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法 規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入（マーク）すること。

[1] 次に掲げる事項のうち、固定局の免許状に記載される事項に該当しないものはどれか。電波法（第14条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の目的
- 2 免許の有効期間
- 3 空中線の型式及び構成
- 4 無線設備の設置場所

[2] 次の記述は、無線局の変更検査について述べたものである。電波法（第18条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 電波法第17条（変更等の許可）第1項の規定により の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受けた免許人は、総務大臣の検査を受け、当該変更又は工事の結果が同条同項の許可の内容に適合していると認められた後でなければ、許可に係る無線設備を運用してはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る を記載した書類を総務大臣に提出した場合においては、 することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

注2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 無線設備の設置場所	検査の結果	省略
2 無線設備の設置場所	点検の結果	その一部を省略
3 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	点検の結果	省略
4 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所	検査の結果	その一部を省略

[3] 次に掲げる無線設備の機器のうち、その型式について、総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器でなければ、施設してはならない（注）ものはどれか。電波法（第37条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 ただし、総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

- 1 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 2 放送の業務の用に供する無線局の無線設備の機器
- 3 人命若しくは財産の保護又は治安の維持の用に供する無線局の無線設備の機器
- 4 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

[4] 次の記述は、「混信」の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

「混信」とは、他の無線局の正常な業務の運行を A する電波の発射、^{きく}輻射又は B をいう。

- | A | B |
|------|---------------|
| 1 妨害 | 誘導 |
| 2 妨害 | 空中線電力の許容偏差の逸脱 |
| 3 制限 | 誘導 |
| 4 制限 | 空中線電力の許容偏差の逸脱 |

[5] 次の記述は、人工衛星局の条件について述べたものである。電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の5）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により A ことのできるものでなければならない。
- ② 人工衛星局は、その B を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、総務省令で定める人工衛星局については、この限りでない。
- ③ ②の総務省令で定める人工衛星局は、対地静止衛星に開設する C とする。

- | A | B | C |
|-----------------|-----------|---------------|
| 1 電波の発射を直ちに停止する | 周波数 | 人工衛星局 |
| 2 電波の発射を直ちに停止する | 無線設備の設置場所 | 人工衛星局以外の人工衛星局 |
| 3 空中線電力を低下する | 周波数 | 人工衛星局以外の人工衛星局 |
| 4 空中線電力を低下する | 無線設備の設置場所 | 人工衛星局 |

[6] 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の意義を述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。
- 2 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 3 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人から責任者として命ぜられた者をいう。
- 4 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A において、 B を C に人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。

- | A | B | C |
|-----------------------------------|-----------|------------------------------------|
| 1 発生した場合 | 電気通信業務の通信 | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき |
| 2 発生した場合 | 有線通信 | 利用することができないとき |
| 3 発生し、又は発生する ^{おそれ} がある場合 | 有線通信 | 利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるとき |
| 4 発生し、又は発生する ^{おそれ} がある場合 | 電気通信業務の通信 | 利用することができないとき |

[8] 次の記述は、無線局の免許状等(注)の記載事項の遵守について述べたものである。電波法(第54条及び第110条)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許状又は登録状をいう。

- ① 無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次の(1)及び(2)に定めるところによらなければならない。ただし、遭難通信については、この限りでない。
- (1) 免許状等に **A** であること。
- (2) 通信を行うため **B** であること。
- ② **C** に違反して無線局を運用した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

	A	B	C
1	記載されたところのもの	必要かつ十分なもの	①の(1)の規定
2	記載されたところのもの	必要最小のもの	①の規定
3	記載されたものの範囲内	必要かつ十分なもの	①の規定
4	記載されたものの範囲内	必要最小のもの	①の(1)の規定

[9] 無線局の免許人等(注)は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めるときは、どうしなければならないか。電波法(第80条)及び電波法施行規則(第42条の3)の規定に照らし、これらの規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 その無線局の電波の発射を停止させる。
- 2 その無線局の免許人等にその旨を通知する。
- 3 その無線局を告発する。
- 4 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長(沖縄総合通信事務所長を含む。)に報告する。

[10] 次の記述は、無線局の免許人(包括免許人を除く。)が国に納めるべき電波利用料について述べたものである。電波法(第103条の2)の規定に照らし、内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 免許人は、電波利用料として、無線局の免許の日から起算して **A** 以内及びその後毎年その応当日(注1)から起算して **A** 以内に、当該無線局の起算日(注2)から始まる各1年の期間について、電波法(別表第6)において無線局の区分に従って定める一定の金額を国に納めなければならない。

注1 応当日とは、その無線局の免許の日に対応する日(対応する日がない場合は、その翌日)をいう。

注2 起算日とは、その無線局の免許の日又は応当日をいう。

- ② 免許人は、①の規定により電波利用料を納めるときには、 **B** することができる。

	A	B
1	30日	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納
2	30日	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
3	6箇月	当該1年の期間に係る電波利用料を2回に分割して納付
4	6箇月	その翌年の応当日以後の期間に係る電波利用料を前納

[11] 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」という。）の無線設備の発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために B を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について①の措置を執るべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 C ことができる。

A	B	C
1 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	その設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2 電気通信業務の用に供する無線局の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容について、文書で報告させる
3 他の無線設備	必要な措置を執るべきこと	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
4 他の無線設備	その設備の使用を中止する措置を執るべきこと	その事実及び措置の内容について、文書で報告させる

[12] 免許人等（注）は、無線局の検査の結果について総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）から指示を受け相当な措置をしたときはどうしなければならないか。電波法施行規則（第39条）の規定に照らし、この規定に適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

注 免許人又は登録人をいう。

- 1 その措置の内容を無線局検査結果通知書に記載する。
- 2 速やかに措置した旨を検査職員に報告し、検査を受ける。
- 3 その措置の内容を免許状の余白に記載するとともに総務大臣又は総合通信局長に報告する。
- 4 速やかにその措置の内容を総務大臣又は総合通信局長に報告する。